

## 国民年金保険料の納付の案内を 民間委託しております。

住民税務課（住民チーム） 電話 0994-22-3039

住民生活課（民生チーム） 電話 0994-25-2511

鹿屋社会保険事務所 電話 0994-42-5121

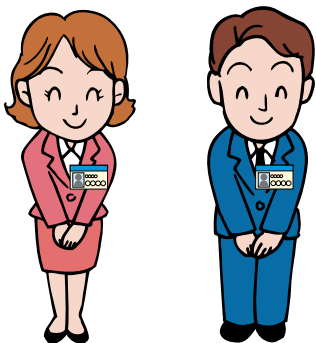
鹿児島県内の社会保険事務  
所では、国民年金保険料が未  
納となっている方への電話や  
文書、個別訪問による納付勧  
奨や保険料収納業務について、  
平成21年10月より民間委託が  
実施されております。  
鹿児島県での委託を受けた  
民間事業者は、  
「株式会社 オリエントコー  
ポレーション」です。  
国民年金保険料の納付に関  
するご案内やお尋ねがありま  
した場合には、皆様のご協力  
をお願いします。

### 【注意】

委託事業者の担当者が戸別  
訪問で納付の案内をする際に  
は  
① 社会保険庁が発行した顔写  
真入りの証明書を提示しま  
す。  
② 保険料をお預かりして収納  
する場合は、必ず社会保険  
庁から送付しております納  
付書をお持ちの場合にかざ  
られていきます。

◎ 扶養親族等申告書は期限ま  
でに提出を！

◎ 社会保険料（国民年金保険  
料）控除証明書は年末調整  
や確定申告を行う時まで大  
切に保管してください。



## 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

夫・パートナーからの暴力や職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカ  
ー行為、その他、女性をめぐる人権問題でお困りの方は、一人で悩まずにお電話ください。

1. 実施機関 鹿児島地方法務局 鹿児島県人権擁護委員連合会
2. 実施日時 期間 平成21年11月15日（日）から  
11月21日（土）まで  
時間 平日 午前8時30分から午後7時まで  
土・日 午前10時から午後5時まで
3. 電話番号 女性の人権ホットライン 0570-070-810  
(通話料が180秒につき、およそ8.5円かかります。)
4. 相談員 法務局職員及び人権擁護委員が相談に応じ、秘密は厳守されます。
5. 問合せ先 鹿児島地方法務局 人権擁護課 Tel 099-259-0684

## 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

12月10日（木）から12月16日（水）までは「北朝鮮人権問題啓発週間」です。

平成18年6月に、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の意識を深めるとともに、国際社  
会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、及びその抑止を図ることを目的とし  
て、「拉致問題 その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう。